

◇一橋大学フェアレイバー研究教育センター連載②

## アメリカ労働運動の政治状況

—現在の影響力と今後の可能性

ダン・クローソン  
翻訳／柳生智子

マサチューセッツ大学アマースト校社会学部教授  
日本学术振興会特別研究員

本日の講演の目的は、アメリカ合衆国における労働組合の政治状況を理解していただくことです。本講義の主旨がアメリカの労働組合の活動が順調でそれから学ぶ点が多い、というものではないことは明らかです。ジョージ・W・ブッシュ大統領のもとでアメリカは、国内の組合にとって、また世界中の国々にとってひどい政策を取り続けてきました。あまりに愚策が多いためすべてを述べることはできませんが、たとえば重要な例としてイラク戦争、地球温暖化を含めた環境対策、いわゆる自由貿易政策の推進、などが挙げられます。私のここでの役割はアメリカ国内で実際なにが起きていて、組合はなにを実現しようとしているのか、またその達成の難しさについて説明することです。参加者の質問や意見から学び、世界中の人々がこうしたひどい政策に対してもうどのような考え方を持つているのか、自国の政策に対してどれだけの責任がわれわれアメリカ国民にあると考えているのか、

といった点について理解したいと考えています。アメリカの労働運動は新しい組合員を組織化すること、ならびに政治的な影響力を持つことの一点を強調しています。新しい組合員を組織化するために、組合は法律を変えるように働きかける必要がある、という点で両者は関連しています。この点がおそらく労働運動にとってもっとも重要な課題であるでしょう。もちろん、他にも労働者と組合にとって重要な課題は多く、生活賃金、最低賃金、イラク戦争、移民問題などが挙げられます。労働運動が新しい組合の結成に関する法律を改止することができれば、組合員を大幅に増やす可能性があります。組合員が増えると、民主党や進歩的な候補者がより多くの選挙で勝利を収めることができなります。

この講演はつぎの五点について説明します。  
1 労働運動の持つ政治力と影響力、2 第二のナショナルセンターを生み出した労働運動の分裂

の意義、3 アメリカの政治の複雑さ、4 労働運動の最優先事項（労働法改正、生活賃金と最低賃金、イラク戦争、移民）、5 二〇〇八年の選挙の複雑さと展望。

### 1 労働組合の持つ政治力と影響力

労働組合はアメリカにおいてもつとも強力で革新的な勢力であると言えるでしょう。組合は膨大な資金を集め、多くの人々に訴えかけ、課題をやり遂げる組織力を持ち、組合員の考え方を変化させる力を持っています。しかしながら、組合は最大限に力を発揮できるとは言えず、経済界に強く抑圧されています。組合の弱体化は民主党の候補者でさえ労働組合を支持するという保証はないことを示しています。

#### (1) 資金

大統領選が行なわれた二〇〇四年のケースを取り上げましょう。労働組合は候補者に合計六一〇〇万ドルを超える資金援助を行ない、そのうち五四〇〇万ドルは民主党候補者への支援でした。しかし問題は経済界が合計でその二五倍の額の資金援助を行ない、民主党候補に対しても組合の一・二倍の額の援助を行なったことです。候補者や政党は選挙運動の支援者の要求に応じて意志決定をするため、共和党は労働組合を無視しても問題はありませんが、民主党ですら組合の支持よりも経済界の支持を継続することに

二〇〇七年六月はじめ、ダン・クローソンさん (Dan Clawson、マサチューセッツ大学アマースト校社会学部教授) が来日され、連合などの労働組合や法政大学大原社会問題研究所、国際労働研究センターで講演された。クローソンさんは、一九世紀から二〇世紀の労働運動史、現代の新しい労働運動・社会運動、労働時間などの労働問題をテーマとして、実際の労働運動や社会運動にたいへん接近しながら調査や研究を行ない、実践的な問題提起を行なわれている研究者であり、アマースト校教員組合の共同代表として実践されている活動家でもある。

二〇〇三年に『The Next Upsurge—Labor and the New Social Movement』, ILR Press ([次の大高揚—労働運動と新しい社会運動]) というたいへん議論を呼んだ興味深い著書を出された。同書において、三〇年代の労働運動の大高揚、六〇年代の社会運動の大高揚と比較しながら、以下のとおり問題提起をしている。

「現在、保守勢力はあらゆる段階で勝利している。しかし、労働運動や他の進歩的社会運動は生き残りのために闘っている。評論家は労働組合の衰退が続くのは不可避であると言っている。将来を予測するのは難しい……本書で取り上げている労働作業場追放運動、労働と地域をつなぐ創造的な戦略、グローバルな正義を求める運動、生活賃金運動などが労働運動の変革への潜在的 possibility を示している……。そして、次の大高揚において、労働運動は六〇年代の社会運動の課題と行動様式を融合して、新しい形式を生み出し、新しい課題を取り上げていくだろう。」(同書前書き)

アメリカ労働運動の大高揚の可能性はあるのか? この興味深く刺激的なテーマに対し、クローソンさんから、前掲書のなかで議論したこと、二〇〇六年春の移民法改悪反対の巨大なデモやイラク戦争を争点にした連邦議会選挙での民主党の勝利、労働法改正の具体化などの新たな動き、そして労働運動の抱える様々な困難をふまえながら今後の展望を謙虚に報告いただいた。

これらの議論の一部については、法政大学大原社会問題研究所で行なわれた講演会の記録として、「大原社会問題雑誌」に掲載される予定である。  
そこで本号では、とくにアメリカ労働運動と政治に焦点をあてた六月一日の連合での講演「アメリカ労働運動の政治状況—現在の影響力と今後の可能性」の報告原稿を、当日、通訳を務めた柳生智子(日本学術振興会特別研究員)が翻訳し掲載する。なお、当日一部省略された部分があるので、実際の講演内容とは異なつていることをあらかじめお断りしておく。

クローソンさんを紹介するマサチューセッツ大学のサイト  
<http://www.umass.edu/sadr/people/dclawson.html>

(一橋大学大学院社会学研究科フェアレイバー研究教育センター)

より注意を払っています。幸い、金がすべてではないので、組合は資金力以外の方法で政治的な影響力をを持つことが可能です。

## (2) 組織力

組合はバラバラの個人の資金提供者や有権者とは異なり、定期的に会合を開き、選挙で選ばれた指導者、有給の専従職員、建物、電話、コピー機などを持っています。アメリカでは三万以上の組合支部が存在し、それぞれの役員が定期的会合を持ち、組合員と接触する手段を持っています。ここでも問題になるのは、このようないくつかの組合の多くが弱体化していることです。このような組合の多くは少人数の有給の専従職員に依存し、多くの組合員に影響力を及ぼしたり、活動に参加させたりできていません。理論上では組合は政治的に力強い存在であっても、現状は無力で目的の多くを達成できません。組合員の連絡先(電話番号や電子メール)リストには正しい番号よりも間違った番号が多く載せられ、政治的活動への参加を呼びかける連絡に応じる人数は非常に少ないのです。一〇年前にある学者が研究した組合について、「ほとんどの組合の役員は政治的な教育プログラムを持っていると考えているが、ほとんどの組合員はそのようなプログラムの存在すら知らない」と述べましたが、今日でもこれが現実なのです。

### (3) 組合員意識の変革

このような限界にもかかわらず、組合は政治的影響力を十分持つことが可能です。前の大統領選挙を取り上げますと、「白人層ではブッシュが六二%対三七%の差で勝利しましたが、組合に加入している白人層では民主党候補であつたケリーが五九%対三八%の差で票を獲得しました」。同様に、ブッシュは銃所有者では二五%以上の差をつけて票を獲得ましたが、組合に加入している銃所有者ではケリーが二〇%以上上の差をつけて勝利しています。組合員全体としては五九%が民主党のケリーに投票しましたが、組合員以外ではケリーは四九%以下の票しか集めていません。かりに二〇〇四年に労働者全体に占める組合員の割合が一九八〇年と同じ割合であったならば、ケリーが大差ではありませんが、かなりの差をつけて選挙に勝利していただしよう。組合は人々に民主党に投票するよう促す勢力であることから、組合員が増えれば民主党政権が大統領になる可能性が高くなります。これは民主党候補が労働組合寄りの法律の制定を支援する要因となります。

### (4) ワーキング・アメリカ

労働運動の政治的影響力を強化するためのつぎの手段としては、非組合員に対して組合員と同様の影響を与える方法を見出します。それを実行するため、AFL-CIOは「ワーキ

ング・アメリカ」という団体を発足させました。この団体では組合員か、組合のスタッフが各世帯を戸別訪問し、人々と政治に関する話をしていきます。ワーキング・アメリカの会員になると、電子メールで定期的に情報が得られ、重要な選挙の時には戸別訪問や電話を受けたりします。これはいわば組合の組織化の一種ですが、アメリカの六〇年以上の組合の歴史の中では画期的な変化です。アメリカでは組合が職場のすべての労働者を代表する限りにおいて、組合は労働者の代表となるケースがほとんどです。また、組合員になるにはその職場の労働者が、組合を選択した職場にいる必要があります。ワーキング・アメリカは人々を政治的に組織しますが、職場において彼らを代表することができます。ワーキング・アメリカの参加者は会費を払う必要はありませんが、自発的に最低限度の費用を払うことが奨励されています。

こうした活動によって労働運動は、参加者と参加者と結びつくことで労働運動は人々の投票動向に影響を与え、実際投票に行くことをも促すことができます。アメリカでは選挙権のある成人の約半数しか実際には投票していません。ワーキング・アメリカが労働運動支持の候補者に賛同する人を見出し、投票に行くことを促すことができれば、決定的な変化につながるでし

ます。これまで焦点は政治と選挙でしたが、かりに労働法改正が通過した場合、労働組合は労働組合支持の労働者が誰かすでに知っているので、組合に入っていないその人たちが新しい組合結成の中心となる可能性があります。

### (5) 経済界の力

労働運動にとっての問題は経済界と保守派のグループが労働運動の開発した様々な手法を真似している、という点です。従来、経済界のほうは労働運動よりも資金力は有していましたが、労働運動のほうが有権者に影響を与え、労働者に投票するよう説得し、実際に投票所に向かわせるとという点でよりすぐれています。しかししながら、この二〇年間で経済界と保守派のグループも同じ方法を採用するようになりました。労働運動は資金面で経済界に劣るため、経済界の政治力と競うためには効率性を上げることが必要になりますが、その実現はかなり困難です。

### (6) 敗北の連続

アメリカ政治の問題点の一つは、少なくとも大統領選においては勝利か敗北のいずれかしかなく、その中間は存在しないことです。二〇〇〇年と二〇〇四年の両選挙においては、労働運

よう。ワーキング・アメリカは一〇〇万人以上

の会員がいると公言しており、その多くは選挙が接戦になると予想される州や地区に集中しています。これまで焦点は政治と選挙でしたが、かりに労働法改正が通過した場合、労働組合は労働組合支持の労働者が誰かすでに知っているので、組合に入っていないその人たちが新しい組合結成の中心となる可能性があります。

動は民主党候補を大統領にしようと膨大な資金と労力を注ぎ込みました。両選挙とも民主党候補は大接戦で敗北し、ジョージ・ブッシュが大統領になつたため、労働運動にとつてはすべての努力が水の泡となつたのです。かりに民主党候補がこれらの選挙で勝利していたならば、労働運動はより強い立場にあり、選挙に投じた時間と資金は確かな選択であつたという見方ができただでしょう。しかし、労働側の敗北で労働運動内に分裂が生じ、一部はより政治活動に力を入れるべきだと主張し、一方では政治活動を弱め、新しい組合員を勧誘するなど、他の点に力を入れるべきだと主張しています。

## 2 第二のナショナルセンターを生み出した労働運動の分裂の意義

二〇〇五年の夏、最大規模の組合を含む合計七つの組合がアメリカでの唯一の重要なナショナルセンターであったAFL-CIOを脱退しました。脱退した七つの組合はAFL-CIOの約三分の一の組合員数を抱えていました。これら七つの組合は「勝利のための変革連合」(Change to Win、以下「CTW」という)といふ新しいナショナルセンターをつくりました。CTWの組合はAFL-CIOが組織化に十分な力を入れていなかつて脱退すると主張しました。新しいナショナルセンターは、新しい組合員を組織化することに資金を集中し、AFL

CIOが力を入れてきたその他の活動にはあまり資金を投入しないと主張しました。AFL-CIOの最大の支出の一つは様々な政治活動にかかる資金であり、CTWの組合は政治ではなく組織化に力を入れるべきであるという立場を明確にしました。

しかし、実際にはそのようになつていません。

組合間の様々な公式の関係が切れ、AFL-CIOは収入源の四分の一以上を失つたといえ、政治において、また他のほぼすべての面において、両ナショナルセンターは継続して活動をともにしており、多くの労働者、指導者、スタッフはナショナルセンターの分裂についてほとんどの意識することはないし、両者の政策の違いはほとんどないのが現状です。二〇〇六年の選挙では両ナショナルセンターは政治活動で協力するために共同の政治委員会を設立しました。SEIUの会長であるアンドリュー・スタンは組織化する必要性を強調していますが、彼の組合はもつとも大きな「五一七条委員会」を運営しています。五一七条委員会とは税法上の細かい規定を利用して、選挙資金を規制している法律の適用を回避する方法で、無制限の資金を選挙に注ぎ込むことが可能になります（その名称は税法の条項番号に由来しています）。SEIUの五二七条委員会は他のどの経済界の五州政府、地域政府（地域政府内でも様々なレベルがある）など、様々なレベルで決定されます。

## 3 アメリカ政治の複雑さ

政治はどの国においても複雑なものです。アメリカの政治はとくに複雑であるといえます。ここではアメリカ政治を複雑にし、労働運動にとっての政治状況と活動を理解するうえで重要な要素を二点、取り上げます。

まず、アメリカでは重要な決定は連邦政府、州政府、地域政府（地域政府内でも様々なレベルがある）など、様々なレベルで決定されます。特定の政治団体が十分力を持つていれば、国家レベルで選挙に勝つことを目標とします。国家

営されていることから、新しいナショナルセンターも組織化だけでなく政治に引き続き力を注いでいることがわかります。<sup>⑤</sup> SEIUはまた、何百もの組合員や専従スタッフを動員し、選挙が接戦になる重要な州で活動させその費用を負担していました。したがつて、現場ではオルガナイザーが資金提供者に劣らない重要な役割を果たしていたのです。

たしかにAFL-CIOは引き続き政治を重視しています。ナショナルセンター分裂時の主張にもかかわらず、両ナショナルセンターは引き続き政治活動に優先順位をおいています。協力は以前のようにスムーズではないかも知れませんが、今までのところ、二つの組合や二つのナショナルセンターが同じ選挙で対立候補を支援することはまれです。

レベルでの選挙で勝てない場合、州レベルでの勝利をめざし、それでも難しければ各地域で勝とうとします。労働運動がこれまでたとえば生活資金運動で勝利を収めてきたように、地域で重要な勝利を收めるようになりますと、共和党は地域で強い法案が採択されないように州あるいは国の法律を変える方法を模索します。

第二に、アメリカでは連邦も州も例外なしに二院制をとつており、議会と独立して選挙で選ばれた行政府、さらに裁判所があります。そのため連邦レベルで法案を通すには下院を通過した後に上院を通し、その後下院と上院が法案の統一に同意し、さらに両議院で妥協法案を受諾するため再度投票する必要があります。その後法案は大統領によって署名され、場合によつては裁判所からの法案への異議申し立てをくぐり抜けなければなりません。新しい法案を通す場合、これらすべてのレベルで立法化が妨害される可能性があり、それらのレベルのなかでもさらに細分化したいくつかのレベルで妨害されるおそれがあります。ある法案が世論での支持が高く投票も有利に進んで通過するであろうと思われても、世間が注目していないときに法案を妨害する方法を政界の黒幕たちは熟知しているのです。

## 4 労働運動の最優先事項

(1) 労働法改正

AFL-CIOの最優先事項は「言うまでもなく議会と大統領に働きかけて、労働法の改正」とくに「従業員自由選択法」(Employee Free Choice Act: 以下「E F C A」という) を通過させることです。この法律が通過し制定されば、労働組合にとって非常に大きな力になることが各方面から指摘されています。労働法改正によって組合はより多くの労働者を組織化でき、そのことによって労働運動は政治に限らず、あらゆる面で影響力を一層強めることができます。

現在の形でこの法案を通過させるのは、この四〇年、五〇年、あるいは六〇年間で最大かつもつとも労働運動に有利な法改正になる可能性があります。

E F C Aには主に三つの条項があります。

第一に、この法によつて労働者は組合結成の新たな方法を獲得することができます。政府の全米労働関係局が実施する選挙ではなく、過半数の労働者が署名した組合結成を求めるカードにより組合をつくることができるようになります。選挙を行なうことは公平に思われますが、これまでに使用者、監督機関、裁判所などにより選挙規則が変更され、選挙は完全に不公平なものになってしまっています。質疑の時に質問してもらえれば、喜んで実例を挙げます。その結果、今日では政府が監督する全米労働関係局の選挙が組合結成にはもつとも簡単で最良の方

法であるとされていますが、この方法で組合に加入した労働者は新たに組織化された労働者のうちのわずか二〇%しか占めていません。ほとんどの労働者は「カード・チェック」つまり過半数の労働者が組合結成要求に署名する、という方法で新しい組合を結成しています。しかししながら現在の法律のもとでは、このような方法で組合となつても、使用者は組合を承認する必要はなく、使用者に組合を承認させるために組合は大きな運動を起こし、使用者に圧力をかける必要があります。現在ではカード・チェックを認めさせるために使用者を説得し、圧力をかけ、強制することが最大の課題であり、それがに成功すれば、大多数の労働者に組合を結成するためのカードに署名させることは容易です。

新しい法律ではすべてのケースにおいてカード・チェックの法的有効性を認めるため、組合が使用者に対しても運動を起こしてその承認のために圧力をかける必要がなくなります。

第二に、現在ではかりに労働者が組合を持つと投票しても使用者は組合協約についての交渉を拒否することが可能なため、組合選挙の存在意義はほとんど無くなります。E F C Aのもとでは使用者と組合が九〇日以内に合意に至らない場合は両者で調停に入り、その後三〇日以内に合意に達しない場合は仲裁に委ねられます。

第三に、E F C Aは使用者に対する罰則を強化しています。この三〇年間、法を犯した使用者に対する刑罰はほとんど科せられていません

でした。その結果、使用者にとっては法を犯してでも組合を締め出すことが賢明で分別のある経済的に合理的な結論でした。新しい法律では以下の三つの方法で罰則とその施行を強化しています。第一に、かりに使用者が意図的に、または繰り返し法律を犯した場合、労働者や組合が使用者を裁判所で訴えることができるようになります。アメリカの政治過程において司法上の活動や訴訟を起こすことは重要な手段であり、進歩的な勢力が頻繁に利用する武器でもあります。これまでほんどの案件において労働者も組合も訴訟を起こすことが禁じられ、訴訟の大半は環境、あるいは人種・性別・ジェンダー差別に関するものでした。この法律の条項は組合に新たな武器を与える可能性を持つています。

第二に、現在の法のもとでは、かりに使用者が組合活動家を解雇した場合、ほとんど刑罰は科されないことになっています。EFLCAでは組合支持であるからという理由での労働者の解雇や不当な差別に対する刑罰を厳しく強化しています。第三に、現在、組合支持の活動家であるという理由で労働者を解雇すると、その労働者は使用者の裁判所への上訴が完了するまで、その労働者の解雇が継続することになっています。使用者が可能な遅延行為をすべて利用すると、労働者が仕事に戻れるかどうかの判決が下るまでに最長で三年もの月日がかかります。EFLCAのもとでは裁判所はこうした訴訟に迅速に対応することが求められています。これらの法改

正によって、新しい組合の組織化がかなり容易になるはずです。

かりにEFLCAが現在の形のまま、効果を弱めるような修正がなされることもなく、法案を支持する大統領のもとで施行された場合、どのような変化が起きるでしょうか。確実なことは言えませんが、組合員の数と組合の政治力はかなり増長されるでしょう。世論調査などによりますと今日では一六〇〇万人の組合員がありますが、組合に入りたいと思っている人は五〇〇〇万人に上るといわれています。かりにその数の半分が実際組合に入れば、組合員总数はいまの倍以上に増えることになり、政治的に劇的な影響を与えることは間違いません。

しかしながら問題は、実際に法案を通過させることができるとどうか、です。現状は通過することができるかどうか、です。現状は通過する見込みがあり、数年前に比べると状況は格段に良くなっています。一〇年前にAFL-CIOの組織部長であつたりチャード・ベンシンガーハー氏にインタビューしましたが、その当時は労働運動としては労働法改正を通過させようとは思っていない、と語っていました。当時はこの問題に関する世論の理解も限定されており、政治的な支持も見込みが立たなかつたことから、AFL-CIOは労働法を改正しようという動きは事態を良くするよりは悪化させる可能性が高いと不安視していました。ベンシンガーハー氏は、労働組合としては最初に世論の意識を高める长期に及ぶ議論と運動が必要で、それが達成でき

た後によく法改正に向けて動き出すことが可能になるでしょう、と述べていました。

今日では事態は大きく変わりました。この春、この法案はまったく修正されずに連邦議会の下院において二四一対一八五の大差で通過しました。まだ上院では通過していませんが、一〇〇人の上院議員のうち四七人が法案の共同提案者として署名しています。あと四人の上院議員が参加すれば法案賛成に投票するという意思表明だけではなく、実際に提案する議員が過半数に達することになります。

しかしながら、かりにそれが実現したとしても三つの問題が起ります。

まず、ブッシュ大統領が法案に対し拒否権を発動することは間違いません。拒否権を乗り越えるためには両院の三分の二以上の多数が必要になりますが、労働組合側にまだそれだけの法案支持議員がいません。そのため、法案を支持する民主党の大統領就任が実現しない限り、法案通過は難しいのが現状です。幸い、民主党的大統領候補者は全員、法案に署名すると言明しています。

第二に、民主党の大統領が法案への署名を準備し、下院で過半数の支持を得て、上院でも同様に支持を集めたとしても、法案を上院で通過させることは困難です。なぜなら、上院では法案に対して強い意見を持つ議員が、話し続けなどの手段を用いて法案を投票にかけないようにして議事妨害することを認めています。そ

れを阻止するためには上院では過半数では足りず、一〇〇人中六〇人以上の支持が必要となるでしょう。

第三に、この法案が実際に通過しそうな状態になりますと、使用者側が相当の圧力をかけてくるであろうと考えられます。使用者側は法案に強く反対していますが、現在のところ法案は通過しないであろうと推察しており、反対運動を精力的に展開するまでにはいたっていません。

法案が実際に法律になりそうな段階になれば、使用者側は大量の資金を投入し、経営者やその仲間を総動員し、各種メディアでビジネス寄りの報道を仕掛け、投票が疑わしいすべての議員に多大なプレッシャーをかけてくるであろうと考えられます。また、使用者側は法の効力を減らすための様々な妥協案を要求するでしょう。その場合、注目すべき点が一点あると考えます。まず、民主党の大統領、また民主党議会の指導者たちが本当に全面的に法案を支持しているのかどうか、それとも民主党の指導者たちは法案を支持していると主張していますが、実際は法案通過のためにはなにもしないのではない

か、という点です。

第二に、この争いが通常の政治上の争いの枠内に限定されるならば、使用者側が間違いない勝利を収めるであろうと考えられます。労働運動がこの法案で勝利を收めるには、労働者と組合が、全国的なストや大規模なデモなどといった行動を起こす意欲があることを示す必要があ

ります。労働組合としては使用者と同様、この法案に対して強い意志を持っていることを示し、組合は使用者ほどの資金力は持たなくとも、労働者と組合は「この法案が通過するまで通常業務は停止する」と言ふことは可能です。

## (2) 生活賃金 (living wages) と最低賃金

労働運動の勝利としてとくに印象が強いのは生活賃金の領域における勝利です。生活賃金運動において組合は重要な役割を果たしてきましたが、組合はこの運動の一部にすぎず、実際にもつとも重要な役割を果たしてきたのはコミニティイーチャルグループや教会グループである場合が多く見られました。

アメリカでは生活賃金と最低賃金の意味には違いがあります。アメリカでの最低賃金は法律で定められたものです。大統領によって署名された連邦議会の法律で全国を対象に設定されおり、すでに四半世紀以上もの間、非常に低い水準にあります。最低賃金はインフレに対応するように設定されておらず、また労働運動が弱体化し、経営者側の力も強いため、今日の経済状況との関係では最低賃金は三〇～四〇年前に比べるとかなり低い状態にあります。現在アメリカでは全国の最低賃金は時給五ドル一五セントですが、一九六八年時点でのアメリカの最低賃金額に今日のインフレ状況とこれまでの経済成長を考慮して、最低賃金に相当する額を算出しますと、現在の最低賃金は時給一四ドルと

なっていなくてはなりません。

現在の最低賃金である五ドル一五セントでは、週に四〇時間、一年間に五一週働いたとして、年間で一万七一二ドルしか収入がないということがあります。しかしながら政府によると、フルタイムで働く労働者が一家四人の暮らしを支えようとし、貧困線より上の生活を送るにはそ

の家族には二万四四四四ドルの収入が必要になります。最低賃金で働き、家族四人が貧困線上で生活できる状態になるためには、週に七六時間、年五一週働く必要があります。

この状態を克服するには二つのアプローチがあり、労働運動はその両方を実行しています。まずは最低賃金を上げるという方法であり、この点については後ほど詳しく説明します。もう一方のアプローチでは、一年中フルタイムで働く場合、家族四人が貧困線より上のレベルでの生活を維持することを可能にするべきである、と主張されます。一人のフルタイムで働く労働者が家族四人の生活を貧困線上で維持するには、その労働者は時給九ドル八二セント稼ぐ必要があります。これが「生活賃金」と定義されます。つまり、その賃金があればその労働者とその家族は貧困線上で生活するだけの収入があるとい

うことになります。注意すべきは、これは貧困線上の生活を維持できる賃金であって、政府が認識する適正な生活水準や快適な生活が送れるレベルではないという点です。

労働組合にとってすべての労働者が生活賃

金を獲得でき、最低賃金をこのレベルにまで引き上げることができれば言うことはないでしょ。しかし、組合はまだそれだけの力を持つていません。「生活賃金」論争の目的は争点を変える点にあります。つまり、どれくらいの最低賃金が政治的に実現可能か、ということを議論するのではなく、家族を支えるのに妥当な額である生活賃金と認められるにはどれくらいの賃金が必要か、という議論が展開されることになります。

生活賃金関連の法律の長所は議論の視点を変えうる点にあります。人々が生活していくためにどれだけ費用がかかるか、そのレベルで生活していくにはどれだけの賃金が必要かということを議論し、そこから人々は最低賃金がどれだけ低水準で不公平であるかを認識し始めます。それによつてすべての労働者に對して最低賃金を上げるべきだ、大幅に賃金を上げていこう、という意識が人々に芽生えることになります。

労働運動の弱体化と政治的な現実を考えると、生活賃金の獲得にはその法律はすべての労働者に対しても、ごく一部の労働者を対象にしたものでないと勝ち取れません。一般的に生活賃金に関する条例は市、または郡で通過し、市によって雇用されている人々、あるいは市の請負業者によって雇用され市のために働く人々が対象となります。法律が適用される人数が少ないので、市にとって費用はあまりかかりず、法律は容易に通過します。実際、生活賃金

運動は最終的には勝利を勝ち取ることが多く、一〇〇以上の市で勝利を収めています。

しかし生活賃金運動の勝利の実態はかなり限界があることを考慮する必要があります。もつとも早く勝利を収めた生活賃金条例の一つがサンゼルスでの条例ですが、その条例により七

六二六人の労働者の賃金が上昇しました。すべての人を対象にした最低賃金がかりに生活賃金レベルではなく、生活賃金の一〇%下のレベルまで引き上げられていましたとすれば、八七万五一三人の労働者の賃金を上げることになり、それは先の数字の一〇〇倍以上の人数になります。

よつて生活賃金運動のつぎのステップとしてはより多くの労働者を法の適用対象にする方法を考案することになります。生活賃金を求める運動は、生活賃金により、より高い賃金をめざすと同時に、より多くの労働者を対象とするような法律をつくる方法を模索しつづけています。

最近、生活賃金運動はつぎのステップとして、ある州全体の最低賃金を引き上げる動きを開始しました。こうした運動は最低賃金を生活賃金レベルまで上昇させるのではなく、州の最低賃金を国の最低賃金よりも高くすることを目的としています。この運動は州議会を通してではなく、最低賃金を上げるべきかどうかを住民投票により有権者に投票させるという方法をとつた場合、もつとも力を發揮しています。これを受けて経済界側は最低賃金を上げないために大量の資金を投入します。しかし生活賃金運動側は

資金力を持たないにもかかわらず、最低賃金の引き上げは票の七〇%以上を獲得して実現しています。こうした住民投票での直接請求はすべて勝利を收めており、二〇〇八年の選挙でもいくつかの州で投票用紙にこの項目が載ることになるでしょう。

ようやく国の最低賃金を上げようとする大きな運動も始まっています。わずか三週間前の五月二四日に大きな進展が見られました。数時間の間に連邦議会両院において、今後一年間の間に最低賃金を時給七ドル二五セントにまで上げるという妥協法案が圧倒的多数で通過しました。共和党側との妥協としては中小企業に對して四八億四〇〇〇万ドルの減税を与え、これらすべてはまったく異なる法案——イラク戦争の戦費の捻出のための法案——に加えられました。ブッシュ大統領は減税だけでなく企業に様々な優遇措置を与えるこの法案に署名すると明言しています。

### (3) イラク戦争

いまのアメリカにとって最も重要な問題はイラク戦争です。ブッシュ大統領の立場は明確で、戦争開始以前からその立場はほとんど変化していません。大統領はアメリカだけでなく世界中が彼の決定に従い、たとえどれほど非道徳的で、誤って導かれた、無駄で破壊的な行為であつても、戦争への支持を求めて続けています。反戦勢力はその立場を統一させることに苦慮

しています。反戦の意識、問題解決の最良の方策、政治的にどのような手段が可能かという分析は様々で、その結果、反戦勢力はこれまでに世論を変えることには成功してきましたが、政策の変更までにはいたっていません。実際、二〇〇六年の選挙において人々はイラクからの軍事撤退を圧倒的に支持して投票しましたが、ブッシュ大統領はより多くの兵を送り込み、問題を拡大化する対応をとりました。民主党議員らはこれに反対する投票をしましたが、最終的には屈服し戦争を続けるための戦費捻出に同意しました。

労働運動もすべてのアメリカの国民と同じ問題に直面しています。労働組合のイラク戦争への立場は四〇年前のベトナム戦争の時の立場とはまったく異なります。ベトナム戦争の時はAFL-CIOの大会において、ベトナムからアメリカ軍を撤退させる決議が提出されました。投票の結果、賛成は六票のみで反対は二〇〇〇票でした。労働運動では当初からイラク戦争反対の意見が多くたものの、あいまいな立場をとり、反戦の指導的立場になることはありませんでした。そうしたなか、有力な組合グループが「戦争に反対するアメリカ労働組合連合」(U.S. Labor Against the War)を結成し、はつきりと反戦の立場を取りました。また、かなり多くの労働組合が断固たる反戦声明を採択していました。二〇〇五年のAFL-CIO全国大会ではイラクからの早急な撤退を求める決議案が採択

されました。決議案は圧倒的多数で通過し、多くの代議員が決議に対し賛成発言をし、反対発言はありませんでした。その後多くの全国組合と地域の労働団体がイラクからの撤退を求める様々な決議案を通しました。労働運動にとって反戦活動は優先順位としては高くなく、組合も他のアメリカ国民同様、どのように戦争を終わらせれば良いのか混乱している状態にあります。しかし、いまではほとんどの労働運動が少なくとも反戦の立場は表明していると言えます。

#### (4) 移民

移民問題は労働運動とアメリカの世論がもつとも分裂している争点です。労働組合はより良い労働法を望んでおり、一つの法案を支持しています。ほぼすべての組合が最低賃金を引き上げ、可能な地域では生活賃金を導入することで合意しています。また、ほとんどの組合は具体的な政策については合意していませんが、イラク戦争を終結させる必要性については合意しています。しかしながら移民問題に関しては不明瞭な点が多いだけでなく、合意できない点も多く、組合同士が互いに対立している状況にあります。

アメリカの人口の一〇%強は移民です。移民の約三分の一が市民権を与えられアメリカ国民となつておらず、約三分の一はまだ市民権は得ていません。この一〇年で労働運動は移民に対する政策を大きく転換しました。長年にわたって労働運動は移民が相対的に低い賃金で働くことを厭わなければなりません。そのため、組合の賃上げを困難にすることから不法移民反対の立場をとっていました。しかし、二〇〇〇年に労働組合の中心的なナショナルセンターであるAFL-CIOがその立場を転換し、在留資格を持たない不法移民を含めたすべての移民に対して、合法的に滞在できる道を開くことへの支持を表明しました。

労働運動が立場を変化させた主要な要因は三つあります。まず、労働運動そのものが以前に比べてかなり多様な構成になつており、組合員のなかには法的に認められた移民、不法移民の両方が多くいます。第二に、最近の労働運動の勝利の多くは移民による力が大きく、移民は彼らに対する滞在合法化プログラムを強く支持しています。

もつとも重要な第三点は、組合が成功を収めるためにはすべての移民に対する合法化政策を

推進することが必要であると認識するようになります。使用者が不法移民を雇用することができ、低賃金で劣悪な労働条件のもとで働くことができるのであれば、不法移民労働者を選ぶでしょう。かりに組合が不法移民労働者化しようとすれば、使用者は移民局に連絡し、「たいへん驚いていてまったく気がつかなかつたのですが、私の従業員の中に不法移民である可能性の高い者がいるので、彼らのパスポートをチエックして強制送還して欲しい」と伝えるでしょう。使用者はとりわけ、組合活動家が強制送還されるように働きかけるでしょう。このように不法移民労働者を組織化しようとすれば、使用者が多く労働者を強制送還することになるため、結果的に組合結成を支持する不法移民が減っていくことになります。法改正が行なわれ、すべての労働者が合法的在留資格を獲得することができれば、使用者はこのような形での労働者の労働条件が改善されることにもつながるでしょう。

もちろん、問題は組合の政治的力がもつとも強いわけではないので、組合が希望するような移民法案がうまく作成されるわけではありません。その代わり、組合には多くの選択肢が提示されるがどれも悪いものばかりになります。組合は、改善策も盛られているが、状況を悪化させる点も多い法案を支持すべきかどうか迷うこ

とになります。組合はこうした法案を支持した場合、移民の支持を失うリスクがある一方、使用者側の書いた移民法は組合を攻撃し、弱体化を進めようとしているため、非させる材料として使われることになります。

二〇〇五年の一月に下院を通過した法案は

多くの問題を含んでいました。もつとも問題となつた条項は不法移民とその支援をした者に対する厳しい罰則でした。この法のもとでは不法移民を支援した者は重罪を犯したとして有罪となり、一年以上の刑に服さなければいけないとされました。それはたとえばホームレスを対象とした収容施設を経営し、誰かにパンを与える、または一晩誰かを泊めた場合でも刑務所行きになる可能性があるということです。この恐ろしい法案に対し、移民社会はかつてないほど規模で反対運動を開催しました。何百万の人々が集会やデモに参加し、二〇〇六年のメーデーにはいくつつかの地域で集会がゼネストに近い状態になりました。こうしたデモは直前に呼びかけられたものでしたが、参加者の数に多くの人が驚きました。デモに対する労働運動の反応は一致せず、多くの組合がなんらかの支援を表明しましたが、実際に意味のある支援を提供した組合はほとんどありませんでした。その結果、労働運動は強力な連携をつくり上げる機会を逸したのです。

こうした事情のなかで組合は移民法に対してもの立場を再考することになりました。もつとも

議論を巻き起こしている問題はいわゆる「ゲストワーカー」に対する規定です。使用者が要求している法案のもとでは、ゲストワーカーが何十万人と雇われ、年季奉公人制度に近い状態で働くかされることになります。つまり、移民はある特定の会社によって雇われている場合のみ入国が認められ、その移民がいかなる理由でも職を失うようなことになれば、その移民は六〇日以内に国外退去になります（その間に他の職を見つけた場合はこれにあてはまりません）。これは使用者側に非常に大きな権限を与えることになり、労働者が組合を支持することに躊躇するようになります。結果的にゲストワーカー労働者を雇用する使用者の権限はすべての労働者の労働条件を抑えつける効果を持つています。

ほんどの労働運動はゲストワーカー規定に関する多くの項目に反対しており、なんらかの形で不法移民を合法化することを望んでいます。しかし組合は良い条項と悪い条項が混在しています。しかしこれが良い条項と悪い条項が混在している法案については意見が割れる傾向にあります。AFL-CIOとCTWのほとんどの組合は昨年の移民法案に強く反対しましたが、SEIUとUNITE HEREは法案を支持しました。

法案はほとんどの移民の合法化を認めるものでしたが、一方で使用者からの圧力を受けやすい状況下での大量のゲストワーカーの入国も許可していました。移民は法案の合法化規定については強く希望していましたが、ゲストワーカー規定についてはあまり気にかけていませんでした。

た。一方、ほとんどの組合はゲストワーカーの規定はひどいものであり、法制化には反対すべきであると考えていました。SEIUとUNITE HEREが法案を支持したのは、両組合の組合員の多くが移民であり、両組合の収めた勝利の多くは移民を組織化することによって得られたものであったことから、移民の意向を優先したことによります。合法化やゲストワーカーの問題が今日の労働運動を分裂させていましたが、現段階では法案の投票時にどのような選択が与えられるかは明らかになつていません。

## 5 一〇〇八年の選挙の複雑さと展望

これらすべての問題について、労働組合の成功はより強い政治力を持つてゐるかどうか、つまり二〇〇八年の選挙の結果にかかっています。多くの人が二〇〇八年の大統領選挙は民主党が勝ち、議会でも議席数を増やすであろうと見込んでいます。しかし、毎年、選挙のたびに民主党は戦略ミスを繰り返し、共和党が負けるべきところでも勝たせてしまったため、二〇〇八年の選挙がどういう結果になるかはいまの時点ではまったくわかりません。

労働組合としては労働者・組合支持の候補の支援で一本化し、早い段階から支援を開始し、その候補者が民主党の氏名争いに勝ち、最終的に選挙に勝つた決定的な要因が労働運動からの支援であつたといえるような動きを見せるこ

とができれば強力な政治力を獲得できます。しかし、最後にそのような勝利を達成してからすでに長い年月が過ぎています。一方、かりに労働運動が団結してある候補者を支援し、その候補者が落選した場合、民主党の指名を得た候補者は組合から距離を置いてしまう可能性もあります。ここ数回の選挙では労働運動は支持する候補者が分裂していたか、間違いなく候補者として指名される人物を支援してきました。二〇〇四年には当初はジョン・ケリーを支援する組合はほとんどありませんでしたが、ケリーが指名を得ることが確実になると、ほぼすべての組合がケリーを支援しました。

今回の選挙も似たような状況にあります。組合は誰を支援すればよいのか、一本化する動きを見せていません。もつとも労働者・組合支持で労働問題についてもっとも理解ある立場を貫いているのはジョン・エドワーズですが、ヒラリー・クリントンやバラク・オバマに比べると候補者として指名を得られる可能性は低いでしょう。この三人の候補者は全員労働運動が掲げた労働法改正、EFLCAを支持しています。クリントンがおそらく三人のなかでは法案に対する熱意がもっとも弱いといえますが、彼女さえも共同提案者の一人です。現時点でアル・ゴアが氏名争いに参戦する可能性があり、彼が参戦すると即座に重要候補となり、おそらく労働法改正を支持するでしょう。言うまでもなく共和党候補者は全員法案に反対しています。ほと

んどの注目は大統領選挙に集まっていますが、州選挙や下院選挙でも、労働運動は予備選挙の前に支援するのであれば誰を支援すればよいか熟慮している段階です。これらの候補者がどのような大統領になるのかまだ不明瞭です。クリントンは経済界を支持する民主党大統領になりますが、組合の支援も維持しようとするとでしょう。アル・ゴアが参戦すると、彼は、断固たる環境保護主義者という立場の候補者となるでしょうが、労働問題に関してはクリントンと似たような立場を取るでしょう。オバマがどういう立場に立つかは不明で、彼を判断する材料はまだありません。この三人のなかから民主党の指名を獲得する者が出来る可能性が非常に高いですが、彼らが労働者や組合のために本当に闘ってくれるのかは判断が難しいです。共和党の大統領のもとでの状況よりは確実に良くなるでしょうが、労働運動の衰退を逆行させるだけの事態の回復が見込めることはわからりません。一方、かりに二〇〇八年に強力な進歩主義の高揚とジョン・エドワーズの勝利、議会における民主党の大勝利が見られた場合、組合は労働法改正など長年要求してきた変化を勝ち取るでしょう。法律改正と国民感情の変化によって労働運動が飛躍的に成長する可能性はあります。しかしながら政治的な支援があつても組合は前進する機会が与えられるだけです。組合が実際に組合員の数や組合の力を拡大させることができるかどうかは、組合が新

レバーチを採用し、闘う意志を持ち、大膽で攻撃的であることがわかるかにかかっています。

(1) ホームは [www.opensecrets.org/bigpicture.html](http://www.opensecrets.org/bigpicture.html)。

(2) [訳注] local union は全国（産別）組合（national union）の支部を指します。アメリカの労働組合の基本単位。日本の単組のように企業別や事業所別に組織されたローカルもあれば、複数の企業を組織する合同労組型のローカル、在宅介護労働者のように職種で組織されたローカルもあります。各ローカルの組合員数は数十万名から数百人規模まで様々。通常は “SEIU Local 6434” などと表記されます。

(3) William Form, *Segmented Labor, Fractured Politics: Labor Politics in American Life* (New York: Plenum, 1995), p.255.

(4) Peter Dreier, "Labor in the Bush Era," In Critical Solidarity vol.4, no.1, December 2004.

(5) 1100四年には組合員人口は全労働者のわずか111・5%しか占めませんでしたが、一九八〇年は110%以上でした。かりに組合員が一九八〇年の割合を占めていたならば、ケリーは五〇%をわずかに下回る票数ではなく、五一%の票数を獲得していただらしく。

(6) 脱退した組合はSEIU（全米サービス従業員労働組合：アメリカ最大の組合）ビル清掃労働者、医療・介護労働者、一部公共部門労働者などを代表する）、チームスターズ（全米トラック運転手労

働組合・トラック運転手だけでなく様々な業種の労働者が混在している）UFCW（全米食品商業労働組合・スーパーマーケット労働者と食肉加工労働者を代表する）、レイバーラーズ（非熟練建設労働者を代表する）、カーペンターズ（大工組合）、UNITE HERE（全米縫製織維労働組合・ホテルレストラン従業員組合：ホテル労働者、縫製被服労働者、クリーニング業労働者を代表する）、農業労働者組合。

(7) たとえば Jim McNeill, "Work in Progress: The State of the Unions Two Years after the AFL-CIO Split," *Dissent* Spring 2007, p.74.

(8) たとえばウェブサイトを参照。[www.opensecrets.org/1527](http://www.opensecrets.org/1527)

(9) たとえば、四人家族で子供一人の家庭。子供の数によって数字に違ひが出ます。データの出所は <http://www.census.gov/hhes/www/poverty/threshold/thresh06.html>。

(10) 例を挙げますと、法案は航空会社の年金の一部を無くし、化学工場での安全基準を設ける州法を連邦当局者が拒否し妨害する」とを可能にするなどがあります。法案について、共和党はより大幅な減税を望みましたが得ることができず、一方民主党は低所得者への一層の援助を望みましたが実現しませんでした。New York Times, May 25, 2007.

(9) たとえば、クローハーマーを参照。

# 成果主義時代の ワールール

道幸哲也 著

[北海道大学教授] 定価(本体1800円+税)

これだけは知っておきたい労働法11

過酷な競争、サービス残業、賃金の低下、ストレス・過労死……。“ルール無視”が蔓延する時代にあって、人間らしく、自分らしく働くための労働法の知識を提供。

第1章	まず、労働法を知る
第2章	自分らしく働く
第3章	プライヴァシーを守る
第4章	権利を主張する
第5章	労働条件を維持・確保する
第6章	働き続ける

（主な四次）

旬報社 〒112-0015 東京都文京区自白台2丁目14番13号  
TEL 03-3943-9911 FAX 03-3943-8396

E-Mail  
[info@junposha.co.jp](mailto:info@junposha.co.jp)